

## 第7期 雲南市農業委員会第7回総会議事録

1. 日 時 令和3年1月21日(木) 13:30～14:50

2. 場 所 市役所3階・301会議室

3. 出席委員(15名)

2番 板持 齊	3番 三原 治雄	5番 柳原 昌広	7番 小山 益男
8番 神田 邦昭	9番 高橋 一裕	10番 新田 清	11番 川角 茂
12番 林 明夫	14番 渡部 晴夫	15番 小田川 清	16番 吾郷 正司
17番 佐藤 博子	18番 嘉本 輝雄	19番 加藤 一郎	

4. 欠席委員(4名)

1番 三島 輝昭	4番 堀江 広孝	6番 高橋美佐子	13番 奥田 武
----------	----------	----------	----------

5. 事務局又は説明者 統括監 奥井健次 統括主幹 白築 香 主 幹 土江慶彦  
主 幹 錦織慎司 国土調査課 加藤、原、原田

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第56号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について
- ・議第57号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第58号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議第59号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第60号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- ・議第61号 地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申について

7. 傍 聴 1名

8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>それでは、時間が参りましたので、委員の皆様、ご起立ください。 一同ご礼。ご着席ください。それでは、会長に議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今の出席委員は、15名であります。定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第7回総会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p>
議 長	<p>日程第1議事録署名委員の指名を行ないます。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、11番川角茂委員、12番林明夫委員を指名いたします。</p>
議 長 事務局	<p>日程第2諸報告を行ないます。事務局より説明を求めます。 【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会長専決処分の報告（県常設審議委員会諮問案件）について</li> <li>・農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画の解約について</li> <li>・農地法第4条第1項第8号（施行規則第29条第1号）届出書（農業用施設用地転用届）の受理について</li> <li>・田畑転換届出の受理について</li> <li>・公共事業の施工に伴う廃土処理に係る届出書の受理について</li> <li>・認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用について</li> <li>・農地法第3条の3の規定による届出書の受理について</li> <li>・会議等の報告事項</li> <li>・会議等の予定</li> </ul>
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上発言をお願いします。なお、発言をされる委員は、氏名を称せず議席番号のみを告げられてから発言をお願いいたします。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第3. 議案の上程を行ないます。 それでは最初に、議第56号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書5ページ、議第56号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認についてを説明します。6ページをご覧ください。図面については最初のページから掲載しています。 申請番号1番、〇〇町〇〇、地目は登記簿畑1筆、現況荒廃農地で面積は818㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は議案書のとおりです。非農地の事由は、相当以前より耕作しておらず、雑木類が繁茂し山林原野化してしまった。ということです。令和3年1月5日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>申請番号2番、〇〇町〇〇、地目は登記簿田1筆、現況荒廃農地で面積は2040㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は議案書のとおりです。非農地の事由は、田の区画が狭く耕作が不便なため、相当以前より耕作しておらず雑木類が繁茂し山林原野化してしまった。ということです。令和3年1月5日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>非農地証明の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し自然改廃した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため非農地証明して問題ない。と考えます。以上、報告いたします。ご審議についてよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明をいたしましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第56号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第56号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり承認することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第57号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書7ページ、議第57号農地法第3条の規定による許可申請について説明します。今月は3件の申請が出ております。議案書8ページをご覧ください。図面資料は9ページからです。</p>
	<p>申請番号1番。〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書の通りで、申請面積は1,388㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人譲受人は議案書の通りです。譲渡の申請事由は、遠方に居住しており、耕作が困難なため。譲受の申請事由は、申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。ということです。土地代、確認委員は議案書の通りです。</p>
	<p>申請番号2番。〇〇町〇〇の2筆です。地目筆別面積は議案書の通りで、申請面積は1,955㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人譲受人は議案書の通りです。譲渡の事由は、高齢になり、耕作が困難になったため。譲受の申請事由は、申請地を譲り受け、農業経営を主宰する。ということです。土地代、確認委員は議案書の通りです。</p>
	<p>なお、譲受人は申請地の隣にお住まいで、以前から申請地の耕作は行っておられた、とのこと。また、今回の申請地取得後も譲受人は農地取得に要する下限面積を満たしておりませんが、今月総会に別途お諮りいたします利用権にて農地を借りる予定であり、これが認められた場合は下限面積要件を満たします。</p>
	<p>申請番号3番。〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書の通りで、申請面積は120㎡で</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>す。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人譲受人は議案書の通りです。譲渡の申請事由は、転居し、管理できなくなったため。譲受の申請事由は、空き家付農地制度を利用するため。ということです。土地代、確認委員は議案書の通りです。</p> <p>以上について、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの。と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上について、ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>
5 番	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい。どうぞ。</p>
5 番	<p>5番です。3番の申請番号の件であります。譲受人の方は空き家付農地制度を利用した農地の無償移転ということで、聞き取りをしておりますので、報告いたします。①なぜ農地を取得したいのか。ということですが、空き家付農地制度で農地が付いていたから。ということでもあります。②なにを栽培作付するのか。ということですが、季節ごとの野菜、茄子とかトマトとか季節に合ったものを作りたい。いうことでした。③不作付地の管理はどうするのか。ということですが、面積が少ないので管理ができると思っている。ということ。④農機具の使い方を知っているか。ということですが、草刈り機などは知っている。と。⑤不安に思うことはあるか。特にありません。ということでした。⑥地域の共同作業活動に参加するのか。ということにつきましては、参加をします。ということでございました。⑦地域住民と交流を図るのか。ということにつきましては、自治会に入る予定であります。ということでございました。⑧農業について、何か知りたいか。ということでございますが、特に今のところはない。ということでございました。⑨将来の展望は。ということでございますが、特別な。ということでもあります。⑩農業委員会への要望が何かないか。ということでございますが、特にありません。ということでございます。⑪その他はなしということでした。譲受人の方は、その地区に知り合いの方もおられるようでして、あまり不安に思うことはない。とおっしゃっておられましたので、報告いたします。以上です。</p>
議 長	<p>他に、補足説明はございせんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今、事務局並びに担当区域の委員から説明をいたしました。質疑はございせんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございせんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第57号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございせんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第57号農地法第3条の規定による許可申請について</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長 事務局	<p>は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、議第58号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p> <p>議案書9ページ、議第58号農地法第4条の規定による許可申請について提出のあった案件について説明をいたします。10ページをご覧ください。図面は、18ページから掲載していますので一緒にご覧ください。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇1筆。地目は登記簿畑、現況宅地で、申請面積は32㎡です。申請人は、議案書のとおりで、転用目的は車庫倉庫で車庫倉庫1棟66㎡を建設されます。転用理由は、自宅に隣接し利便性が高いため車庫・倉庫を建築したい。とのことです。始末書が提出されており、農地法の認識不足から昭和50年頃より車庫倉庫を建設してしまっただ。とのことです。確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である。ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第6項第2号に規定する、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない。場合の代替性なしに該当すると考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇1筆。地目は登記簿畑、現況宅地で申請面積は106㎡です。申請人は、議案書のとおりで、転用目的は駐車場でカーポート1棟12㎡と普通自動車4台分の駐車場を整備されます。転用理由は、来客用の駐車場を整備したい。とのことです。始末書が提出されており、農地法の認識不足から平成7年4月より駐車場に利用してしまっただ。とのことです。確認委員は議案書のとおりです。農地区分及び許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇1筆。地目は登記簿田、現況雑種地で申請面積は1046㎡です。申請人は、議案書のとおりで、転用目的は貸駐車場で従業員駐車場33台分の駐車場を整備されます。転用理由は、近隣事業所より駐車場の要望があり、申請地を貸駐車場として整備したい。とのことです。始末書が提出されており、一時転用の許可終了後もそのまま駐車場として利用してしまっただ。とのことです。確認委員は議案書のとおりです。農用地区分は、都市計画区域内の第1種住居地域に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断しました。第3種農地の転用は、原則転用可能となっています。</p> <p>以上報告いたします。ご審議についてよろしく申し上げます。</p>
議 長	ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。
18番	はい。
議 長	はい。どうぞ。
18番	<p>18番です。1番の案件ですが、申請人から始末書が提出されておりますので、読みあげさせていただきます。</p> <p>この度、農地転用の申請をいたしました雲南市〇〇町〇〇の土地は畑ですが、昭和50年頃に転用申請をせずに車庫および倉庫を建設してしまっておりました。当時は農地法の知識不足から農地転用が必要であるという認識がなく、結果として無断転用をしてしまい</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>ましたことお詫び申し上げます。今後は、農地法を遵守し、適切な農地管理に努めてまいりますので、寛大なご処分を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。以上でございます。当人につきましてこの場所につきまして聞き取りを行いましたので、報告いたします。申請することになった経過でございますが、約10年前ぐらい無断転用であるということ指摘されておったということをおっしゃられました。その後、手続きを行わずに現在に至っていたと。今回、そういう手続きをすることになったということでございます。転用目的につきましては、建設業を行っておられますが、車庫或いは倉庫として利用するためであったということございまして、いつから使用していたかということにつきましては、先ほどの昭和50年頃からということでございます。誰がやったかということは、申請者本人でございます。転用面積がそれほど大きいということはいえないという状況でございます。図面の23ページを見ていただくとお分かりと思えますけれども、周りは申請者の所有地でもあって他人に対する影響は、特になんとも考えられるということございました。それから、なぜこの場所だったのかということにつきましては、宅地に隣接する土地であって、利便性がいいということが選定の理由であったということでございます。以上、聞き取り調査につきましても報告させていただきます。</p>
議 長	他に補足説明はございませんか。
17番	はい。
議 長	はい。どうぞ。
17番	17番〇〇です。申請番号3番につきまして、ご説明いたします。図面は30ページにございますので、そちらの方を見ていただきたいと思います。
	<p>申請の土地でありますけれども、左下の方に〇〇〇〇とか□□□□等の事務所の入っている建物と△△△△というのがあります。平成25年にこの△△△△の建設が始まりました時に、それまでは□□□□等の駐車場になっておりました。それが建設が始まった頃から駐車場がなくなりまして、その代替地ということで黒く塗った申請地を駐車場ということで、一時転用という形で貸し出しを当時されたものです。</p>
	<p>この度、一時転用の期限が去年の2月21日で過ぎていたということがわかりまして、行政書士とも相談されて、この土地につきましては現在も使われておりまして、その代わりをとという話も現在も無いということで、今回一時転用ということではなく、恒久転用ということで今回申請されたという状況でございます。こちらの方は□□□□従業員の駐車場として33台駐車できるという土地ということで申請されたものです。誰がというのは、本人〇〇さんです。周りの状況は、住宅地に囲まれている場所で、周辺の農地に影響はないと思えます。現地の確認は、〇〇委員・〇〇委員の両推進委員で行っていただいております。それにつきまして、始末書が出ております。読ませさせていただきます。</p>
	<p>この度農地法第4条の許可申請をするにあたり、雲南市〇〇町〇〇△△-△の土地は農地でありましたが、平成25年、また平成29年に一時転用として許可を得て、社会福祉法人△△△△の駐車場として利用してきました。農地法の規定により、本来ならば事業計画完了後、農地に復元するところですが、当該事業所の要望により、継続して利用したいと考えております。申請地は、7年以上駐車場として利用されており、農地に復旧することができません。よろしくお取り計らい賜りますようお願い申し上げます。ということでございます。以上でございます。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長 1 4 番	他に補足説明がありますか。
議 長 1 4 番	はい。
議 長 1 4 番	はい。どうぞ。
	<p>1 4 番です。申請番号 2 番でございます。始末書が出ております。</p> <p>平成 7 年 4 月頃に自宅の隣接地に駐車場に便利の良い場所を農地とは判らずカーポートを設置し、その後野外駐車場をつくりました。今後、農地法を遵守し、十分に確認することとしますのでご承認を頂きますようお願いいたします。という始末書でございます。</p> <p>1 2 月の 2 4 日に状況を確認してまいりました。</p> <p>申請することになった経過でございますが、駐車場の増設ということで、来客用の駐車場を 4 台分増設するところがきっかけになっております。状況では、カーポート 1 棟が建っております。平成 7 年の 4 月頃にカーポートを作ったということでございます。転用場所につきましては、畑の 1 0 6 ㎡ということでございます。周辺に及ぼす影響につきましては、特段にないと判断しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	他に補足説明がありますか。
	(他に補足説明なし)
議 長	ただ今、事務局並びに担当区域の委員から説明をいたしました。質疑はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第 5 8 号農地法第 4 条の規定による許可申請については、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が不要の案件です。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第 5 8 号農地法第 4 条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。
議 長	次に、議第 5 9 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	<p>議案書 1 1 ページ、議第 5 9 号農地法第 5 条の規定による許可申請について説明します。今回 3 件の申請が出ております。議案書 1 2 ページをご覧ください。図面資料は 3 4 ページからです。</p> <p>申請番号 1 番。〇〇町〇〇の 1 筆で、申請面積は 6 1 ㎡。地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人譲受人は議案書の通りです。転用目的は、宅地進入路です。転用理由は、自宅への進入路が狭いため、申請地を譲り受け拡張したい。ということです。始末書が提出されており、平成 6 年に土地の整備を行った際に、農用地区域除外までは終わらせていたが転用申請を失念していた、ということです。土地代・確認委員は議案書の通りです。農用地区域外で、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断いたしました。許可条項は、法第 5 条第 2 項第 2 号に規定する、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>することができない場合。に該当し、代替性なしであると考えます。</p> <p>申請番号2番。〇〇町〇〇の1筆で、申請面積は120㎡です。地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人譲受人は議案書の通りです。転用目的は、駐車場で隣接する宅地等と合わせて25台分の来客用駐車場を整備されます。転用事由は、現在別の場所に借り上げている駐車場の返却を求められたため、事業所に隣接する申請地を取得し、駐車場として整備する。ということです。土地代は、周辺の宅地等と一括購入のため不明、確認委員は議案書の通りです。農地区分は、都市計画区域内の第一種住居地域に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則転用可能です。</p> <p>申請番号3番。〇〇町〇〇の1筆で、申請面積は131㎡です。地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人譲受人は議案書の通りです。転用目的は駐車場で、3台分の駐車場を整備されます。転用事由は、宅地の庭が狭く、車庫も老朽化して取り壊す必要があるため、申請地を譲り受けて駐車場としたい。ということです。土地代確認委員は議案書の通りです。農地区分と許可条項は、申請番号1番と同じです。</p> <p>以上について、ご審議よろしくお願ひします。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
19番	<p>無いようですので、私の方からでございますけれども、申請番号1番の案件ですけれども、受け持ちの地区でもあり始末書がありますので、説明したいと思ひます。図面の35ページをご覧くださいとよくわかりますけれども、〇〇町〇〇というところがございます。〇〇の交流センターの川を挟んで真向いの所にありまして、ここは住宅が密集しているようなところがございますが、図面をご覧くださいますように非常に道幅が狭いところがございます、車の時代にできた住宅ではなくて道幅が狭く、本通りにしても車がいっぱい、いっぴいの狭い道でございます、〇〇さんところも入口が本当に狭くて、車が入りませんでしたけれども、これが車の時代になり車が入れるようにしたいということで、平成6年頃に出されております。それが除外申請をきちっと出されて承認されておりますけれども、それで終わったというところがございます。その後の転用手続きがされてないというのが実情でございます。今回所有者が申請されることになった経過でございますが、前所有者が死亡され、現在の所有者からの要望できちっとしてほしいと、いうことで今回届出をするに至ったということでございますので、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>他に補足説明はございませんか。</p> <p>(他に補足説明なし)</p>
議 長	<p>ただ今、事務局並びに担当区域の委員から説明をいたしました、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第59号農地法第5条の規定による許可申請については、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が不要の案件です。申請のと</p>



発信者	議 事 録 要 旨
	<p>おり許可することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第59号農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第60号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書13ページ、議第60号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてをご説明いたします。議案書14ページをご覧ください。今回は設定件数27件。内訳は〇〇町6件、〇〇町7件、〇〇町7件、〇〇町4件、〇〇町3件で、そのうち〇〇町の1件が一括方式による転貸となります。借り受け戸数は16戸となっております。中間管理機構が借り受けるものは、すべて一括方式となっております。議案書24ページの番号25番・26番となります。</p> <p>〇〇町は一括方式と一般的な方式と両方あり、議案書15ページから16ページと、24ページに分かれて記載されておりますのでご注意ください。</p> <p>この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上について、ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。なお、今回該当する町は、〇〇町、〇〇町、〇〇町、〇〇町、〇〇町の5町であります。また、議事参与の制限に該当する〇〇町の案件がございますので、協議の際にはご配慮願ひたいと思います。あの時計で、14時30分まで、暫時休憩とします。ご協議をお願ひします。</p> <p style="text-align: center;">..... (休憩) .....</p>
議 長	<p>会議を再開します。先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。初めに、議第60号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する、申請番号24番を除く案件について、各町より発表していただきます。最初に〇〇町よりお願ひします。</p>
7 番	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい。どうぞ。</p>
7 番	<p>7番です。〇〇町の案件ですが、15ページ、16ページの1番から3番までにつきましては、再設定でありまして妥当と判断いたしました。それから議案書24ページの申請番号25番、26番一括方式でございますが、これは新規でございますけれども、耕作者が農事組合法人でございますので、妥当と判断いたしましたので、ご審議の方よろしくお願ひいたします。以上です。</p>
議 長	<p>次に、〇〇町お願ひします。</p>
9 番	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい。どうぞ。</p>
9 番	<p>9番です。16ページの4番、これは新規でございますけれども、先ほど議案57号で</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>3条申請をされた方のものでございます。それから17ページ6番の新規でございますけれども、7番でもありますが再設定のある方への設定であります。18ページ10番の新規でございますが、これは農事組合法人への設定でございます。それ以外は全て再設定であるということで、妥当であると判断いたしましたので、よろしく願いいたします。</p>
議 長	次に、〇〇町お願いします。
14番	はい。
議 長	はい。どうぞ。
14番	14番です。案件12番、13番、14番、15番、16番、17番、以上につきまして支障ないと判断いたしました。以上でございます。
議 長	次に、〇〇町お願いします。
5番	はい。
議 長	はい。どうぞ。
5番	5番です。〇〇町は、18番から21番の利用権であります。いずれも再設定でありまして、妥当と判断いたしましたので、よろしく願いいたします。
議 長	次に、〇〇町お願いします。
16番	はい。
議 長	はい。どうぞ。
16番	16番です。〇〇町は、22番と23番について、いずれも再設定でありまして、妥当と判断いたしましたので、よろしく願いいたします。
議 長	はい、ありがとうございます。ただ今、各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第60号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する、申請番号24番を除く案件は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。
	(無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第60号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する、申請番号24番を除く案件は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定いたしました。
議 長	次に、議第60号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議いたします。〇〇町分の申請番号24番の案件は、雲南市農業委員会会議規則第10条議事参与の制限により、8番〇〇委員には、ご退席願います。
	(8番 〇〇委員 退席)
議 長	それでは、申請番号24番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を〇〇町より、発表していただきます。

発信者	議 事 録 要 旨
16番 議長	はい。
16番	はい。どうぞ。
議長	16番です。24番の案件でございますけれども、これも再設定でございます。妥当と判断いたしましたので、よろしくお願いたします。
議長	ただ今協議結果について発表いただきましたが、質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議長	質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議長	討論を終わります。お諮りいたします。議第60号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する、申請番号24番の案件は、申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議長	異議なしと認めます。よって、議第60号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する、申請番号24番の案件は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定いたしました。 8番〇〇委員にはご着席願います。 (8番 〇〇委員 着席)
議長	次に、議第61号地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申についてを議題とします。国土調査課より説明を求めます。
国土調査課	国土調査課の〇〇です。よろしくお願いたします。議案書の25ページ、議題61号地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申について説明します。今回、〇〇町〇〇地区〇〇3-2工区、〇〇町〇〇1工区、〇〇町〇〇地区〇〇3工区以上3地区についてお願いたします。 まず、〇〇町〇〇地区〇〇3-2工区について説明をします。 初めに資料の51ページをご覧ください。〇〇3-2工区の実施区域図となります。 北側は〇〇、西側は〇〇地区広域農道を境とし、南側、東側については〇〇地内を筆で分け調査面積を1.01km <sup>2</sup> にて今回調査を実施しています。 次に議案書の26ページの地目変更一覧表をご覧ください。 まず、1番目の農地を非農地とする土地についてですが、調査前の地目について、田が26筆、畑が13筆で合計39筆ありました。調査後についてですが、田から他の地目として調査した内訳ですが、山林が1筆、原野が18筆、雑種地が3筆、小計22筆となっています。 次に畑についての内訳ですが、山林が2筆、原野が10筆、雑種地が1筆、小計13筆となり、調査後の田及び畑について他の地目となった筆の合計が35筆となっています。 調査後の筆数については、調査による一部地目変更により複数の地目が変わった場合は、それぞれ調査後の地目の筆数に数えています。 2番目の地目別筆数面積変動表についてですが、まず、田については調査前の筆数は26筆、面積については2.02haありましたが、調査後につきましては、筆数が4筆、面積が0.76haと変動しています。 畑につきましては、調査前の筆数は13筆で、面積については0.18haありましたが、

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>調査後につきましては筆数が1筆、面積が0.05haと変動しています。</p> <p>筆数の変動については、合筆、地目変更により変わってきています。面積については、地目変更により変動しています。また調査前の面積は登記簿の面積であり、調査後については現代の測量技術にて現地を実測した面積です。</p> <p>次に27ページをご覧ください。地目別筆数面積変動表等調書ですが、農地に関しては、先ほどの説明と重複しますので割愛させていただきます。</p> <p>農地以外の他の地目につきましては、ご覧いただきますよう、宜しくお願い致します。</p> <p>以上、報告とさせていただきます。あとの2地区につきましては、それぞれの担当から説明をさせていただきます。宜しくお願いします。</p> <p>続きまして、〇〇町 〇〇1工区 についてご説明します。国土調査課の〇〇と申します。よろしくお願ひします。</p> <p>実施区域ですが、52ページの議第61号図面をご覧ください。〇〇町の〇〇地内の〇〇を中心とした山林部の区域になり、約1.32km<sup>2</sup>の面積になります。北は〇〇境、東は〇〇境、西は〇〇境となります。</p> <p>続きまして、総会資料28ページの地目変更一覧表をご覧ください。</p> <p>1番目の農地を非農地とする土地について、調査前の筆数は、田が52筆で、畑が62筆です。調査の結果についてですが、田から、山林としたものが39筆、小計37筆となりました。畑から、山林としたものが53筆、公衆用道路4筆、用悪水路1筆、墓地1筆、計59筆となりました。その他の農地は現地確認不能として調査により、長狭物内または面積に含まれない。</p> <p>2番目の地目別筆数面積変動表 についてですが、調査前の田の筆数52筆、面積1.45Haが、調査後0筆、面積0Ha。調査前の畑の筆数62筆、面積1.81Haが、調査後に1筆、面積0.03Haとなっております。</p> <p>29ページの地目別筆数面積変動表等調書は農地以外の地目の変動についても記載してありますので、ご覧いただきますようお願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>続きまして、〇〇町〇〇3工区についてご説明します。国土調査課の〇〇と申します。よろしくお願ひします。実施区域ですが、53ページの議第61号図面をご覧ください。</p> <p>北は、東は〇〇川、〇〇農道、〇〇境があり、南は、西は〇〇町〇〇方面の区域となり、約0.76km<sup>2</sup>の面積になります。</p> <p>続きまして、総会資料30ページの地目変更一覧表をご覧ください。</p> <p>1番目の農地を非農地とする土地について、調査前の筆数は、田が34筆で、畑が34筆です。調査の結果についてですが、田から、山林が16筆、原野が15筆、雑種地が2筆、公衆用道路が4筆となりました。</p> <p>畑から、宅地が1筆、山林が25筆、原野が3筆、雑種地が1筆、公衆用道路が3筆となりました。2番目の地目別筆数面積変動表 についてですが、調査前の田の筆数34筆、面積2.62Haが、調査後1筆、面積は0.05Ha。また、調査前の畑の筆数34筆、面積0.80Haが、調査後に2筆、面積0.03Haとなっております。</p> <p>31ページの地目別筆数面積変動表等調書はご覧いただきますようお願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	ただ今、国土調査課より説明がありましたが、質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第61号地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申については、提案のとおり了承として市長に報告することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第61号地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申については、提案のとおり了承として市長に報告することに決定いたしました。
議 長	以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。
事務局	ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。(14:50終了)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和      年      月      日

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_